

# 企業評価の評価軸・審査方法について

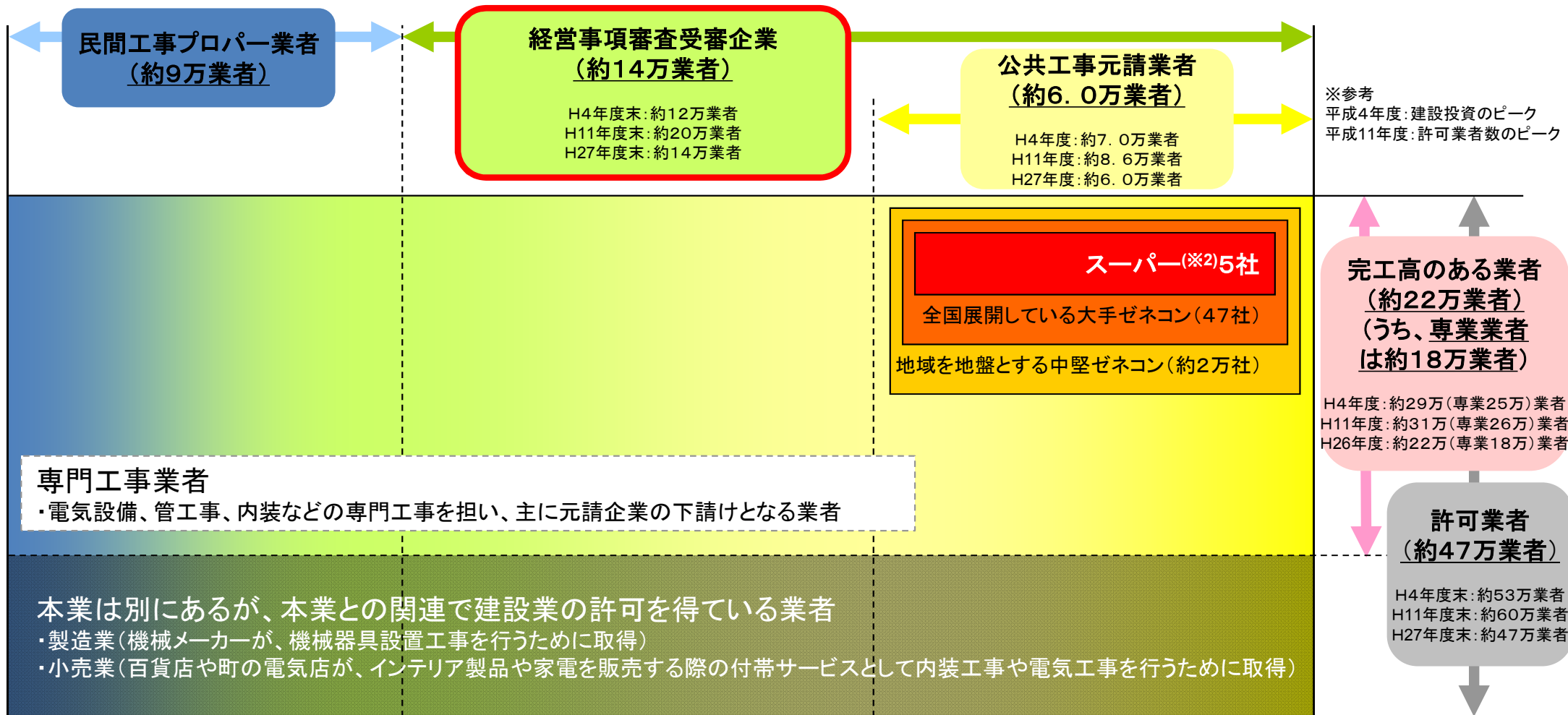
---

# ○ 経営事項審査の概要

---

○ 建設業許可業者数約47万業者のうち、経審を受審しているのは約30%の約14万業者。法律で受審が義務付けられている公共工事の元請約6万業者のほかに、約8万の業者が受審。

※建設業許可業者数は平成28年3月末現在



※1: 完成工事高のある業者とは、建設工事施工統計調査票に施工実績(100万円以上)の記載があった業者

※2: 完成工事高約1兆円クラス

(出所) 許可業者数 : 国土交通省「建設業許可業者数調査」  
 完工高のある業者数 : 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」  
 公共工事元請業者数 : 東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ  
 経営事項審査受審業者数 : 国土交通省調べ

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,919点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,136点 最低点:281点	

経営状況 (Y)

- ①負債抵抗力：純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性：総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性：自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量：営業キャッシュフロー・利益剰余金

# その他の審査項目(社会性等)(W)の詳細

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	15	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
合計(A)	202	0	
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

# (1) 企業評価の評価軸について

---

# (1) - 1. 生産性向上

---

現行の経営事項審査の評価項目においては、経営状況分析（Y）の中で「総資本売上総利益率」、「売上高経常利益率」を評価しているが、これは財務の収益性・効率性についての審査項目であり、生産性を直接的に評価している指標や項目はない。

経営状況(Y)の算式と意味

★ 経営状況の評点は、下記の8比率を計算し、この数値を総合して算出します。

比率項目		計算式	上限値	意味	
			下限値		
負債抵抗力	X1 純支払利息比率	$\frac{\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}}{\text{売上高}} \times 100$	-0.3%	↓	売上高に対する純粋な支払利息の割合を見る比率で低いほどよい。
			5.1%		
負債抵抗力	X2 負債回転期間	$\frac{\text{流動負債} + \text{固定負債}}{\text{売上高} \div 12}$	0.9ヶ月	↓	負債総額が月商の何ヶ月分に相当するかを見る比率で低いほどよい。
			18.0ヶ月		
収益性・効率性	X3 総資本売上総利益率	$\frac{\text{売上総利益}}{\text{総資本(2期平均)}(*)} \times 100$	63.6%	↑	総資本に対する売上総利益の割合、つまり投下した総資本に対する売上総利益の状況を示す比率で高いほど良い。
			6.5%		
収益性・効率性	X4 売上高経常利益率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$	5.1%	↑	売上高に対する経常利益の割合、つまり企業の経常的経営活動による収益力を示す比率で高いほど良い。
			-8.5%		
財務健全性	X5 自己資本対固定資産比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} \times 100$	350.0%	↑	設備投資などの固定資産がどの程度自己資本で調達されているかを見る比率で高いほど良い。
			-76.5%		
財務健全性	X6 自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	68.5%	↑	総資本に対して自己資本の占める割合、つまり資本蓄積の度合いを示す比率で高いほど良い。
			-68.6%		
絶対的力量	X7 営業キャッシュフロー	$\frac{\text{営業キャッシュフロー(**)}}{\text{(2期平均)}}$	15.0億円	↑	企業の営業活動により生じたキャッシュの増減をみる比率で高いほど良い。
			-10.0億円		
絶対的力量	X8 利益剰余金	$\frac{\text{利益剰余金}}{\text{(2期平均)}}$	100.0億円	↑	企業の営業活動により蓄積された利益のストックを見る比率で高いほど良い。
			-3.0億円		



- 平成11年まで、経営状況分析の指標として生産性を表す指標を採用していた。
- しかしながら、当該指標について倒産した建設企業のデータを用いて分析を行ったところ、倒産企業の方が一般的に存続している建設企業よりも良い値が導かれるというケースが生じる場合があることが判明し、平成11年改正において経営状況の良し悪しを的確に反映していないとして削除された。

## 平成11年改正以前の「生産性を表す3指標」

- ・1人あたり売上高対数 =  $\log_{10}(\text{売上高} / \text{総職員数})$
- ・1人あたり総資本対数 =  $\log_{10}(\text{総資本} / \text{総職員数})$
- ・1人あたり付加価値対数 =  $\log_{10}\{(\text{売上高} - (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{外注費})) / \text{総職員数}\}$

## (参考)中小企業等経営強化法における建設業の労働生産性の指標

- 昨年成立した中小企業等経営強化法では、中小企業・小規模事業者等は、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることで、税制や金融支援等の措置を受けることが可能。
- 経営力向上計画には、経営力向上の目標となる経営指標を記載することとなっており、建設企業では、以下の労働生産性に関する指標が用いられている。

### 【基本方針】

労働生産性 =  
 (営業利益+人件費+減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × ひとり当たり年間就業時間)

### 【建設業・推奨】

労働生産性 = (完成工事総利益+完成工事原価のうち労務費+完成工事原価のうち外注費) ÷ 年間延人工数

### 【建設業・簡易】

労働生産性 = (完成工事総利益+完成工事原価のうち労務費) ÷ 直庸技能労働者数

<計画期間・目標数値> ・ 3年計画：+1%以上 ・ 4年計画：+1.5%以上 ・ 5年計画：+2%以上

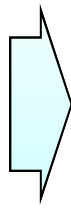
- 建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。
- 人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。
- 国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。

## 測量

3次元測量(UAVを用いた測量マニュアルの導入)



従来測量



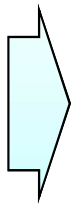
UAV(ドローン等)による3次元測量

## 施工

ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)



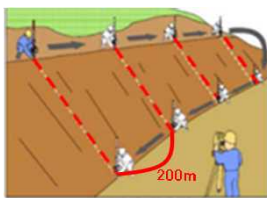
従来施工



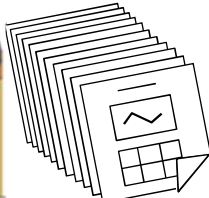
ICT建機による施工

## 検査

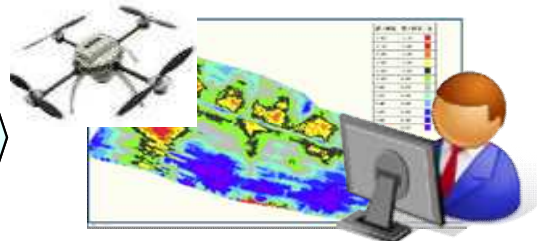
検査日数・書類の削減



人力で200m毎に計測

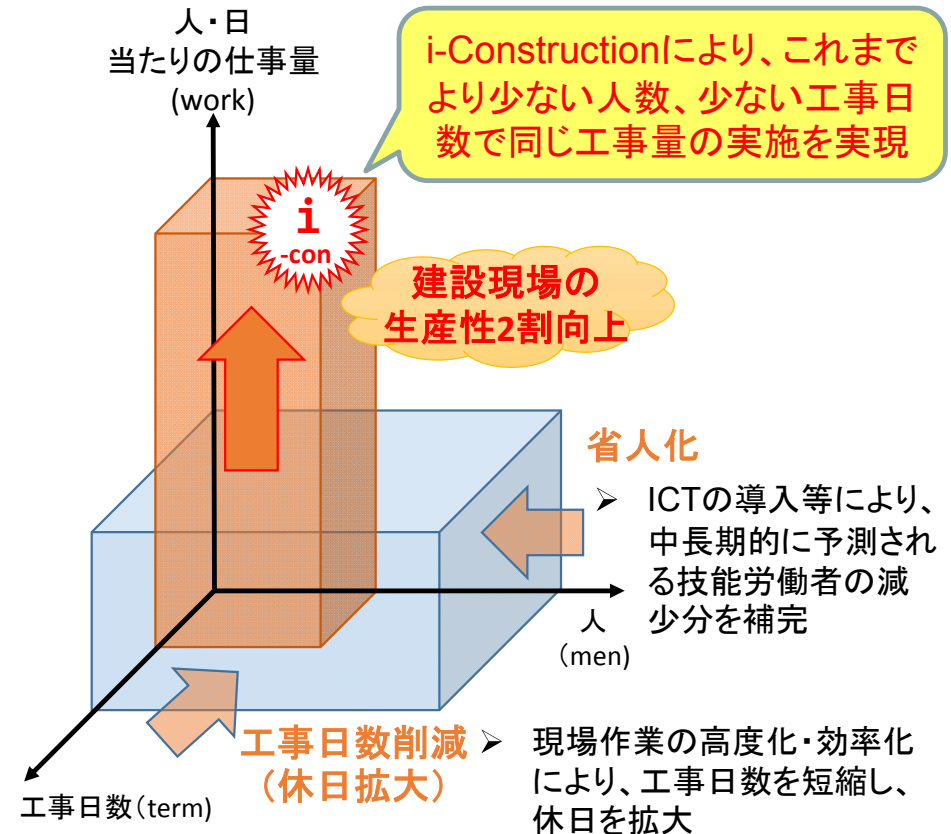


計測結果を書類で確認



3次元データをパソコンで確認

## 【生産性向上イメージ】



# (参考) i-Constructionの拡大に向けて

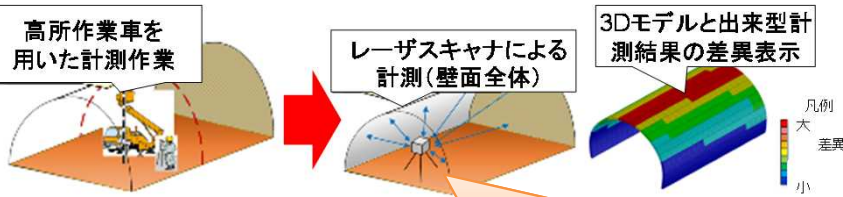
- 今後は、3年以内に、**橋梁・トンネル・ダム**や**維持管理の工事にICTの活用を拡大**。
- **産学官連携の体制**により、公共工事の**3Dデータを活用するためのプラットフォーム**を整備し、**人工知能、ロボット技術への活用等**を促進。

## ICTの活用拡大

○ 土工以外の分野にもICTを導入するために、調査・設計段階から施工、維持管理の各プロセスで3次元モデルを導入・活用するための基準類を整備。

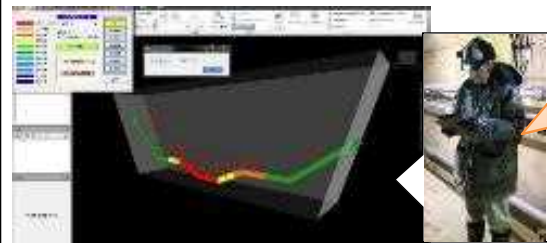
⇒ **対象工種: 河川(樋門、樋管)、橋梁、トンネル、ダム、浚渫など**

### 3次元モデルを用いた監督検査の効率化



トンネル覆工の出来形をレーザスキャナを用いて計測を行い、監督・検査を効率化

### 施設管理の効率化・高度化



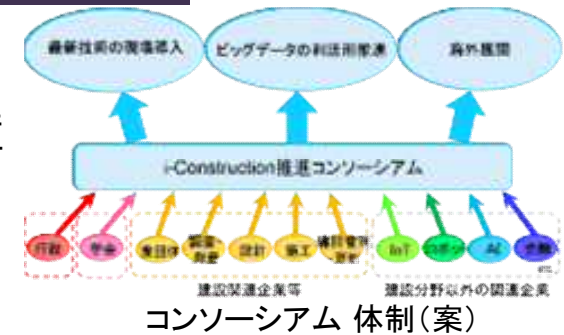
点検結果を3次元モデルに反映し、施設管理を効率化・高度化

ダムの管理用管路の点検

## 推進体制の構築・3Dデータ利活用促進

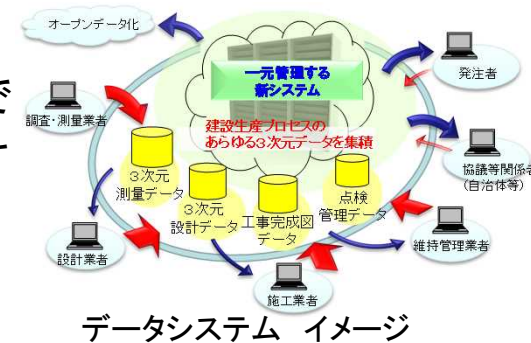
### i-Construction推進コンソーシアム

○ 産学官が連携して推進するため、産学官連携によるi-Construction推進コンソーシアムを設置。



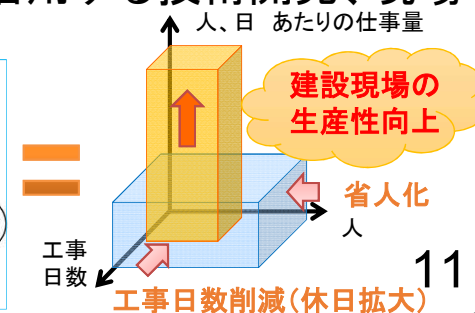
### 3次元データ活用検討(オープンデータ化)

○ 3次元ビッグデータを収集し、広く官民で活用するため、オープンデータ化に向けた利活用ルールやデータシステム構築に向けた検討等を実施



### 最新技術の建設分野への導入促進

○ 建設分野以外の最新技術を建設現場で活用する技術開発、現場導入の促進を図る。



## (1) -2. 働き方

---

社会性 (W)	評価項目	評価の方法	導入・改正趣旨	導入・改正時期
W1 … 労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険</li> <li>健康保険</li> <li>厚生年金保険</li> </ul> 加入の有無	未加入の場合、 <b>それぞれ40点ずつ減点評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良不適格業者の排除</li> <li>技能労働者の雇用環境の改善</li> <li>社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進</li> </ul>	平成6年導入  平成22年改正 <b>※減点幅の拡大</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>建退共制度加入</li> <li>退職一時金もしくは企業年金制度導入</li> <li>法定外労災制度加入</li> </ul> の有無	加入・導入の場合、 <b>それぞれ15点ずつ加点評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者に対する適正な配慮等健全な企業として必要な措置について評価</li> </ul>	平成6年導入  平成22年改正 <b>※加点幅の拡大</b>
法令遵守 W4 … の状況	法令遵守の状況 (労働関係法令を含む)	建設業法第28条の規定により指示をされた場合に <b>15点</b> 、営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に <b>30点の減点評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の社会的責任に対する関心が高まる中、建設業においても、社会的責任を適切に果たしている企業を高く評価することが必要</li> </ul>	平成20年導入
若年の労働者及び技能労働者の育成及び確保の状況 W9 …	若年の労働者及び技能労働者の育成及び確保の状況	若年技術職員を一定以上確保している場合に <b>1点</b> 、若年職員の新規入職が一定上の場合に <b>1点の最大2点加点評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正品確法（平成26年6月施行）を受け、中長期的な技術的能力を確保するため、地域の実情等に応じた適切な審査・評価を行う必要</li> </ul>	平成27年導入

## 背景

- 建設業の就業者は約500万人。うち、技術者は約30万人、技能労働者は約330万人。約3割が55歳以上であり、他産業と比較しても高齢化が進行。
  - このまま高齢化が進行し、入職者が少ない状況が続けば、建設現場が成り立たず、建設業が社会資本の整備・維持管理や災害対応等の「地域の守り手」としての役割を果たすことが出来なくなり、国民生活に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。
  - これまでも、担い手の確保・育成に向けて社会保険の加入促進等の取組を進めている。また、一部の建設会社では、技能労働者の直用化やグループ連携強化などの動きも見られる。
  - 今後は、労働力人口の減少という事態を受け止め、建設産業全体の生産性向上とあわせて、入職者の確保・離職の防止に向けて、今日的な労働観に沿った一層の対応を建設業界を挙げて行っていく必要がある。
- <求められる今日の労働観>
- ・ 雇用の安定（正社員としての雇用）
  - ・ 労働に見合った処遇（他産業と比較して、見劣りしない賃金水準・社会保険）
  - ・ 休日の確保、ワークライフバランスの充実（他産業と比較して、見劣りしない休日日数・長すぎない労働時間）
  - ・ 将来に向けてのキャリアパス

## 現状と方向性

<技術者> ※雇用形態については、建設業法上、監理技術者等は建設会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要となっていることから、正規雇用が一般的。

	現状	改善に向けて克服すべき阻害要因	方向性
雇用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平均的な休暇日数は5.68日/4週にとどまる（国土交通省アンケート）。</li> <li>● 所定外労働は、外勤では約80時間/月、内勤では約40時間/月（日建協「時短アンケート」）。</li> </ul> <p>※ 給与形態は月給制が9割以上（月給92.9%、日給が6.4%（国土交通省アンケート））。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場の主任技術者等については、技能労働者と同様、限られた工期内での工事が求められ、かつ天候等の自然条件の影響を受けやすい。</li> <li>● 工事現場における作業の終了後に作成する書類が多く、長時間労働の一因となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府全体で長時間労働の是正に取り組むこととされている中、建設業においても、<b>週休2日や長時間労働の是正</b>に取り組むべきではないか。</li> <li>● その際、ICTの活用などを前提とした<b>技術者の配置等の在り方の見直し</b>や技術者の作成する<b>検査書類等の簡素化</b>、施工時期等の平準化などを通じて、長時間労働の是正を進めるべきではないか。</li> </ul>

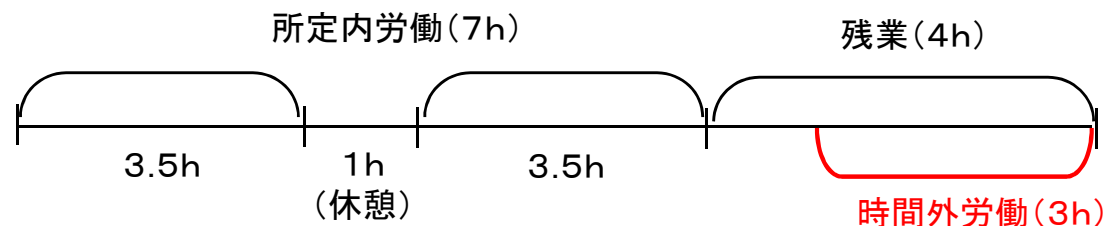
## <技能労働者>

	現状	改善に向けて克服すべき阻害要因	方向性
雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用者（役員除く）340万人の中で、正規雇用が275万人（約81%）、非正規雇用が65万人（約19%）である（総務省「労働力調査」）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受注産業という特性上、長期的な建設投資の波、年度間の発注の波の影響を受けやすい。</li> <li>● 正社員化を進めた場合、受注量減少のリスクの緩和（閑散期における仕事の機会の創出）が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大きな方向性としては、入職促進・離職防止の観点から、<b>正社員化・安定雇用を促進</b>するべきではないか。</li> <li>● その際、発注の平準化とともに、受注者においても、<b>閑散期における仕事の機会の創出</b>の観点からの取組を進めていく必要があるのではないか。</li> </ul>
雇用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与形態は、日給月給が大半（月給が34.6%、日給が63.6%（国土交通省アンケート））。</li> <li>● 平均的な休暇日数は5.16日/4週にとどまる（国土交通省アンケート）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日給月給制のため休暇取得は収入減に直結する。</li> <li>● 限られた工期内での工事が求められ、かつ天候等の自然条件の影響を受けやすいため、休暇を取りづらい。</li> <li>● 仮に週休2日・休暇確保を進めた場合、工期延長やコスト増のリスクにどのように対応するかが課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年者の入職を促進するためには休日の確保が必須であることを踏まえて、<b>官民を挙げて週休2日の実現</b>のための施策を検討するべきではないか。</li> <li>● その際、日給月給制では、週休2日・休暇確保のインセンティブが弱いことから、<b>月給制への移行を促す必要</b>があるのではないか。（例えば、若手新規入職者から促進するなど）</li> <li>● あわせて、<b>真に必要なコストに対し、価格転嫁の好循環をどのように作り出すか</b>検討する必要があるのではないか。</li> </ul>
将来に向けてのキャリアパス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H29年度の運用開始を目標に、官民で「建設キャリアアップシステム」を構築。</li> <li>● 多能工の育成・活用事例の水平展開を行うべく調査等を実施し、H28年度内に取りまとめ予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業の賃金カーブのピーク時期は40歳前後と早く到来する傾向。スキルが評価されていない可能性がある。</li> <li>● 多能工育成のコスト負担が大きい。また、発注が細分化されて、受注側が多能工を必要とする工事が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>技能労働者（特に登録基幹技能者）の法律上の位置付け</b>を検討するべきではないか。</li> <li>● 能力評価基準等を構築することにより、<b>技能労働者の処遇の改善</b>を図るべきではないか。</li> <li>● <b>多能工育成のための促進策を検討</b>するべきではないか。</li> </ul>
※一人親方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人親方は増加傾向にある（労災保険特別加入者約42万人、労働力調査約59万人、国勢調査約49万人等）。</li> <li>● 一人親方と労働者の所得水準は、一概には比較できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人親方には、一定の経験・技能を身につけたものと、それらのないものがある。</li> <li>● 社会保険料等の法定福利費負担の緩和や受注量減少のリスクの緩和が、一人親方の増加につながらないよう留意する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入職直後で技術を身につけていない<b>若年者が非自発的に一人親方となることがないよう、対策を講ずる必要</b>があるのではないか。</li> <li>● あわせて、一人親方の働き方について実態把握を進め、<b>一人親方の適切な働き方について検討する必要</b>があるのではないか。</li> <li>● 引き続き一人親方の労働者性の判断基準の周知徹底等を図るべきではないか。</li> </ul>
※外国人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人建設就労者受入事業で1,213名を受入（H28年12月現在）。</li> <li>● H27年度に建設分野での技能実習を開始した外国人は12,767人であり、増加傾向にある。</li> <li>● 海外に進出する建設企業で、日本から帰国した外国人材を活用したいというニーズもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人材の活用を進めた場合、日本人の処遇に影響が生じる懸念がある。</li> <li>● 逆に、アジア周辺諸国における建設投資の増加に伴い、外国人材の賃金水準が上昇した場合、外国人材の確保が困難となる可能性もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内での人材確保・育成や生産性向上に最大限努めつつ、<b>外国人材の将来的な活用の方向性を検討</b>すべきではないか。</li> </ul>

# 建設業における所定内・外労働時間の実態

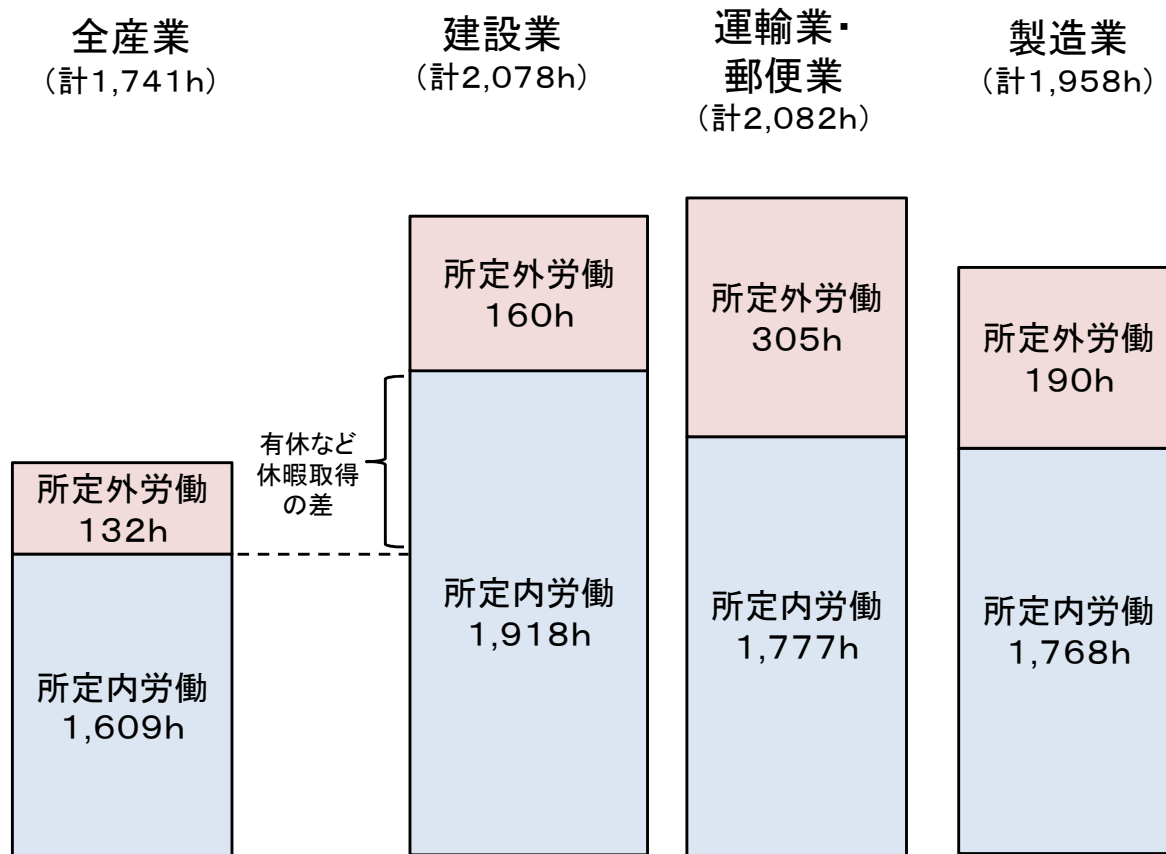
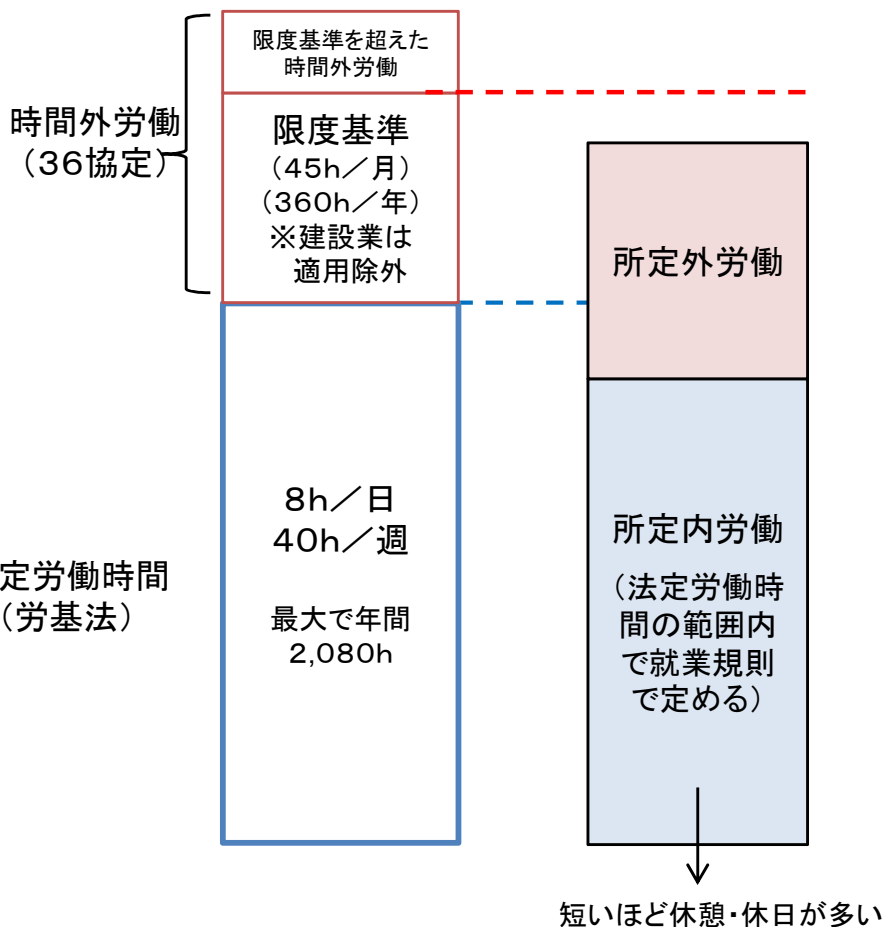
例： 所定内労働が7時間のケースで、4時間の残業を行った場合

→時間外労働は、 $7 + 4 - 8$  (法定労働時間) = 3時間 となる。



## 【法定労働時間と、所定内・外労働時間の関係】

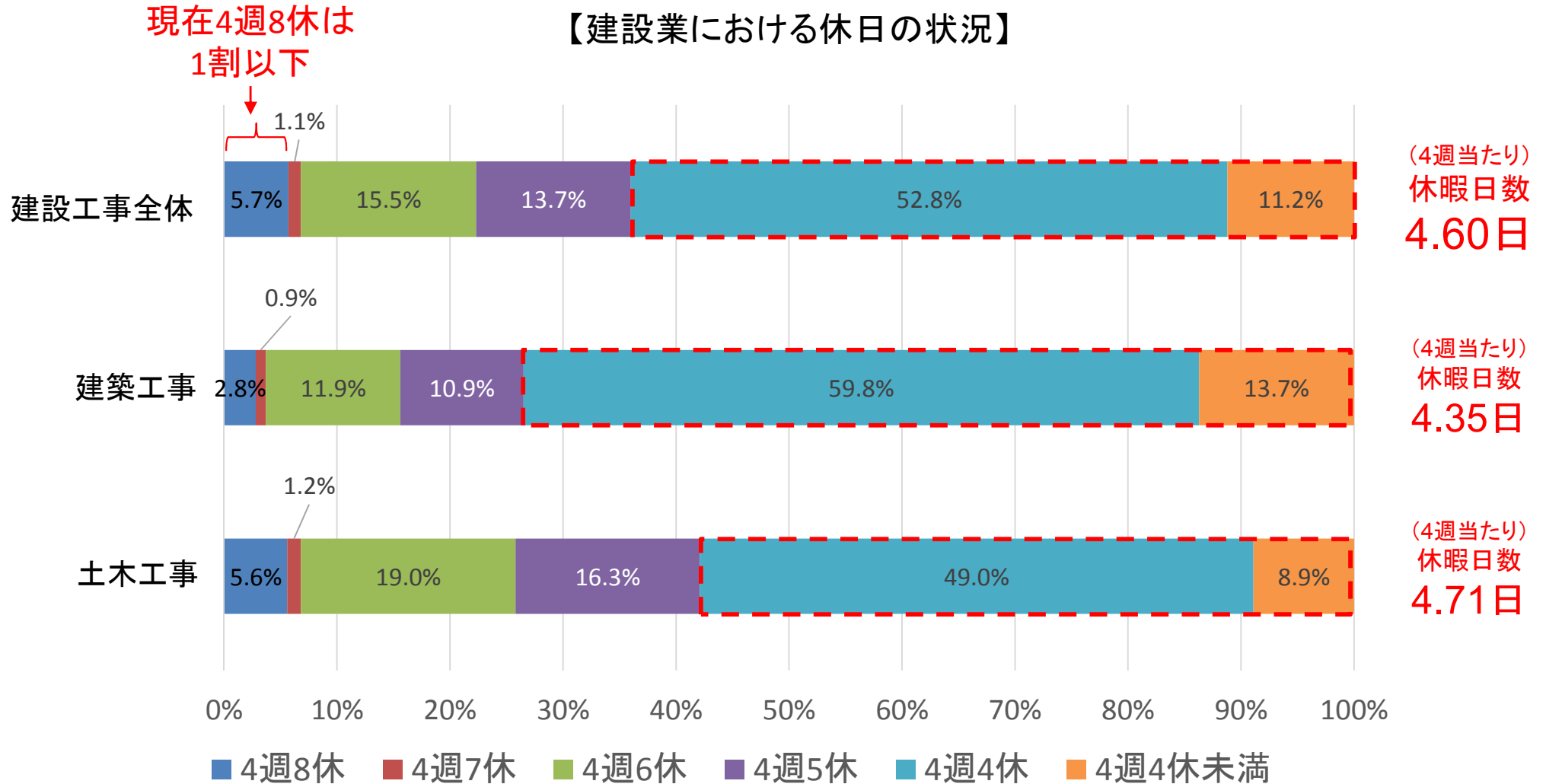
## 【各産業の所定内・外労働時間の実態】



出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(平成26年) (注)事業所規模5人以上 **15**



○ 建設工事全体では、約65%の人が4週4休以下で就業している状況。



※建設工事全体には、鉄道剪定工事、リニューアル工事、建築工事、土木工事、その他が含まれる。

注：日建協「2015時短アンケート」を基に作成16

## (1) -3. 地域における建設企業の役割維持

---

社会性 W	評価項目	評価の方法	導入・改正趣旨	導入・改正時期
W3 貢献の状況 防災活動への	<b>防災活動への貢献の状況</b>	建設業者が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合、若しくは社会法人等が防災協定を締結しており、当該団体に加入する建設業者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合に <b>15点の加点評価</b>	・ 災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行っている建設企業の社会貢献活動を評価	平成18年導入
W7 建設機械の保有状況	<b>建設機械の保有状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ショベル系掘削機</li> <li>・ トラクターショベル</li> <li>・ ブルドーザー</li> <li>・ 移動式クレーン</li> <li>・ 大型ダンプ車（建設業を届出）</li> <li>・ モーターグレーダー</li> </ul> を自ら所有しているか、一定期間以上のリース契約を締結している場合に、 <b>1台につき1点、最大15点まで加点評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災への備え</li> <li>・ 改正品確法（平成26年6月施行）を受け、中長期的な技術的能力を確保するため、地域の実情等に応じた適切な審査・評価を行う必要</li> </ul>	平成23年導入  平成27年改正 <b>※評価対象建設機械の拡大（3種→6種）</b>

# 地域を支える中小建設業に期待される役割

- 建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

## 「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲ 修繕・耐震補強



▲ 国道メンテナンス

## 「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台建設業協会）



作業後



## 「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲ 地域雇用の促進

## 「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



▲ 林建協働（岐阜県飛騨地域）



▲ 建設と農業の多能工（愛媛県）

## (2) 企業評価の審査方法について

---

## (2) - 1. 申請書類等の簡素化

---

# 経営事項審査の申請書類・確認書類の例

## ●主な提出書類 (提出必須とされているのは、「申請書類」のみ。「確認書類」については、許可行政庁が必要に応じて求めることとされており、条文等に明記はされていない。)

### 【申請書類】

- 経営規模等評価申請書(総合評定値請求書)      ○別紙一 工事種類別完成工事高(工事種類別元請完成工事高)
- 別紙二 技術職員名簿、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿      ○別紙三 その他の審査項目(社会性等)

### 【確認書類(写しを提出。以下は、地方整備局が一般的に提出を求める資料の例)】

- 法人番号指定通知書
- 消費税確定申告書の控え及び添付書類(付表2)      ○消費税納税証明書(その1)
- 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書 ※業種ごと、上位10件**
- 法人税確定申告書(別表十六(一)及び(二)他)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号) ※2期分
- 技術職員の健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面**
- 技術職員の事業所の名称が記載された健康保険被保険者証**      ○継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則
- 公認会計士等の健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面
- 技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面**  
(合格証、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等)
- 労働保険概算・確定保険料申告書の控え      ○雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の納入に係る領収証書
- 建設業退職金共済事業加入・履行証明書      ○退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入を証明する書面
- 法定外労働災害補償制度加入を証明する書面
- 申請者加入の団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合は、加入証明書及び活動内容が確認できるもの(協定書・活動計画書等)
- 有価証券報告書若しくは監査証明書      ○経理試験の合格証等資格を証明する書面      ○研究開発費を示す注記表 ※2期分
- 建設機械の保有状況一覧表      ○売買契約書又はリース契約書(メーカー側からの販売証明等(製造番号がわかるもの)でも可)
- 特定自主検査記録表の写し等      ○ISO9001、14001の登録証

## 許可行政庁での審査の実態

- 地方有力ゼネコン以上(技術者○千人、申請業種多数)になると、**上記赤字資料が膨大となり、段ボール2~3箱相当の確認書類が提出される。**
- 工事契約に係る書類は、変更契約等があればそれらも全て添付いただいているため、10cmドッチファイル5~6冊になることもあるが、許可行政庁ではこれらを確認して審査完工高の正当性を担保している。
- また、技術職員名簿では、(平成26年に新たに追加された若手職員の審査効率化の観点等から)**年齢の若い順に記載を求めているが、確認書類は年金番号の順に提出をする企業が多く、突合に相当の時間を要している。**(確認書類に通番は振っているが、それでも時間がかかる。CD-ROM等データでの提出もまれにある。)
- これらの確認作業に要する時間は、大手ゼネコンであれば1社あたり半日程度。3月決算の会社が多いため、7~10月頃に多くの建設企業から集中して申請がある。この時期は、1週間で1人の担当者が20箱以上の申請書類を処理している。

## 【事務作業に係る期間】

2～6か月程度

## 【特に負担となっている作業】

- ・ 技術職員名簿の確認書類として法人報酬決定通知書等を添付しているが、照合や紐付け、対象外従業員の黒塗りに時間を要する。
- ・ 工事経歴書の確認書類として工事請負契約書等の写しを添付しているが、変更契約を結んだ場合は変更契約書も添付しており、10数回以上変更を行っているケースもある。
- ・ 各提出書類の詳細な確認作業に労力を要す。
- ・ 各部署への書類作成、公布の調整にもかなりの労力を要す。

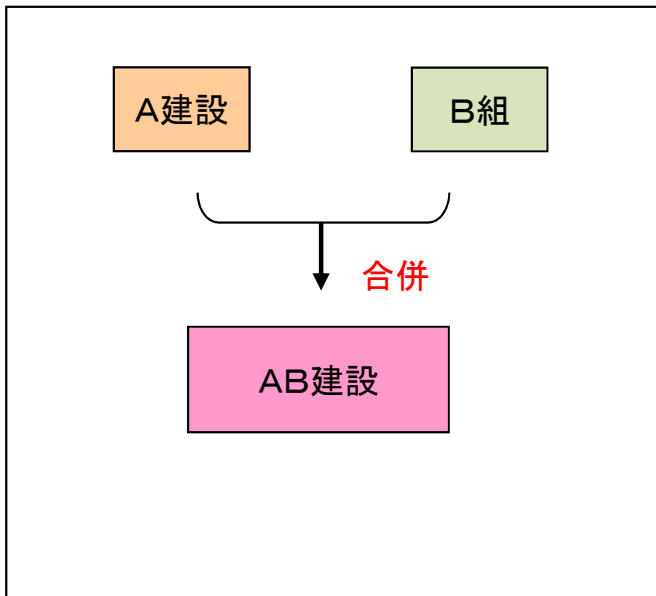
※ 大手建設企業へのヒアリングによる



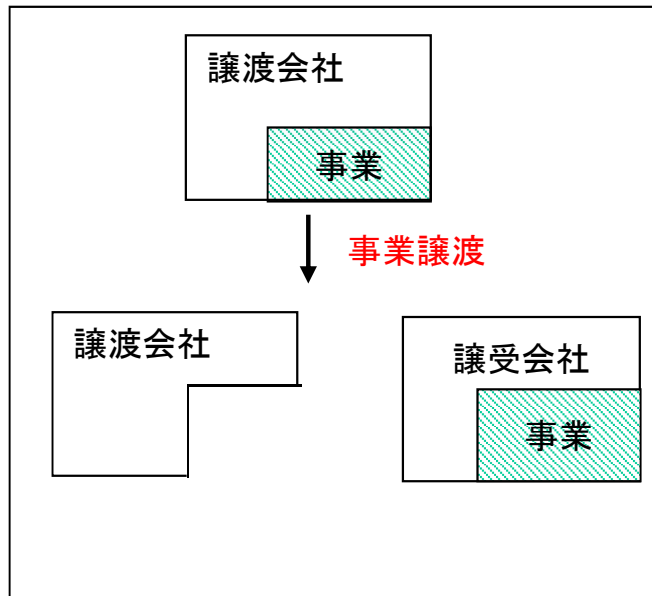
## (2) -2. 多様な経営判断への対応

---

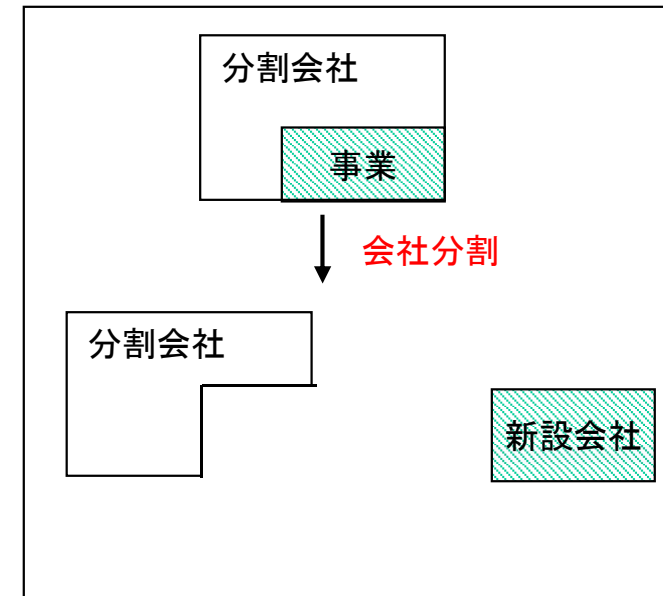
合併時経審



譲渡時経審



分割時経審

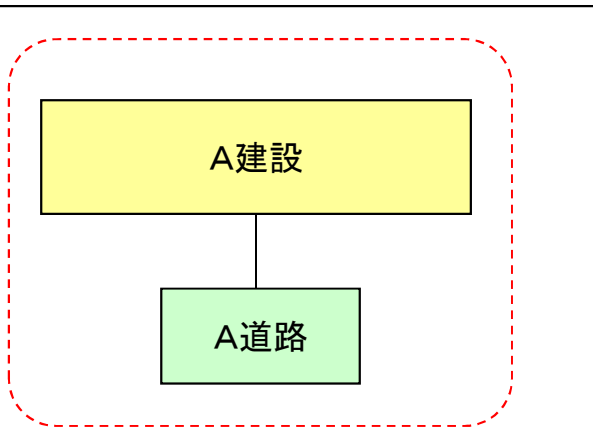


本来、経営事項審査は事業年度終了日の企業の状況を基準として審査を行うが、可及的速やかに新会社の実態に即した客観的事項の評価を可能とするため、**合併等後の最初の事業年度終了の日を待たず、**（消滅会社等の完工高や営業年数等を承継した）**新会社の経営事項審査結果を取得することが可能。**

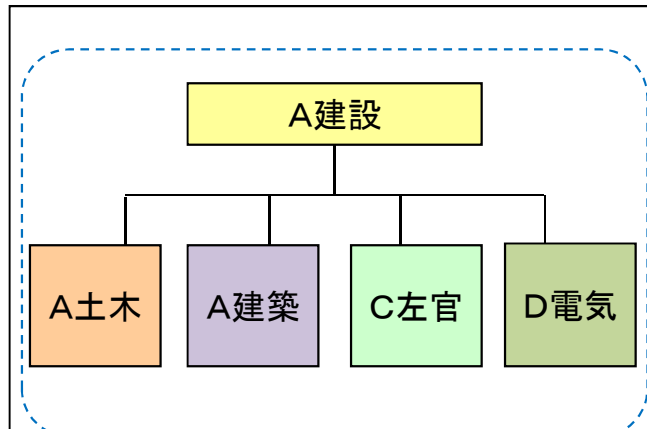
## 連結経審

## グループ経審

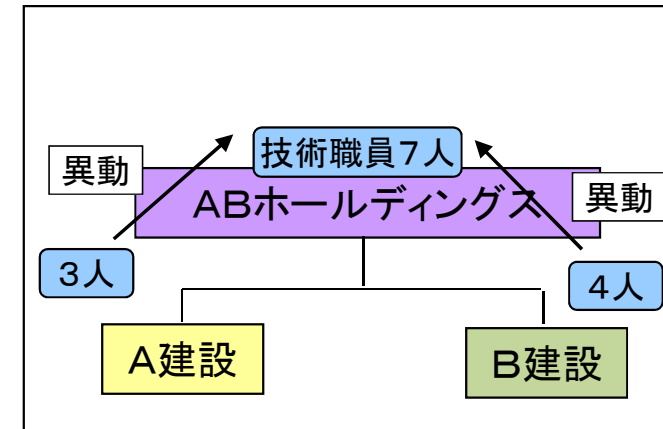
## 持株会社経審



連結決算



グループ化



○子会社（A道路）であっても、企業集団の中で一定規模以上を確保している場合には、子会社の経営事項審査の評価項目のうち、経営状況（Y）について、連結財務諸表に基づいて評価を受けることができる。

○グループ会社間で相当程度の機能分担が図られている場合に、法人格は分かれているものの実質的に合併と同様の企業結合であると見なし、グループ内の完工高等を集約して評価するなど、グループ体としての評価を受けることができる。

（業種ごと代表企業を定めて受審）

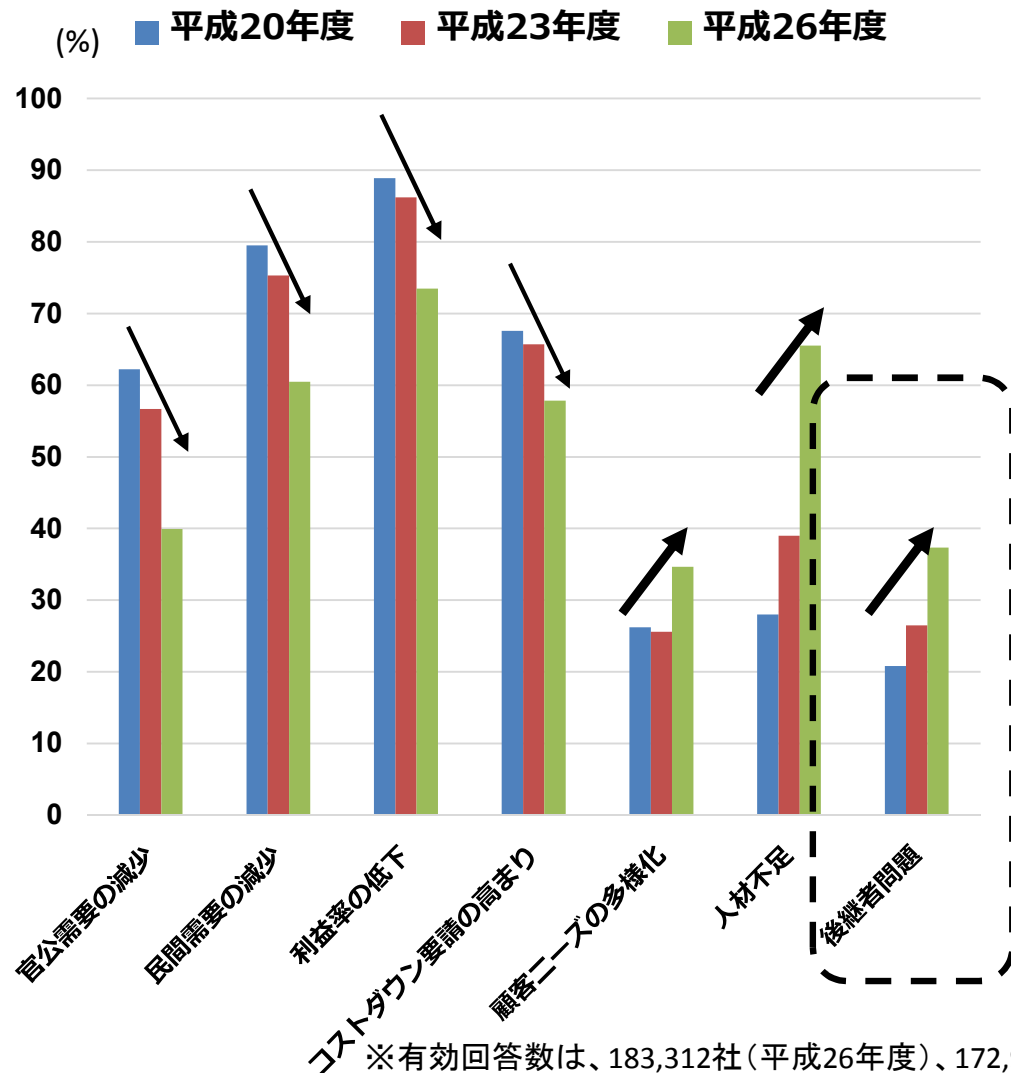
○持株会社（ABホールディングス）に所属する技術者について、企業集団に含まれるグループ会社（A建設・B建設）のそれぞれの経営事項審査において、適宜按分して評価を受けることができる。

（持株会社に所属する公認会計士等数についても同様）

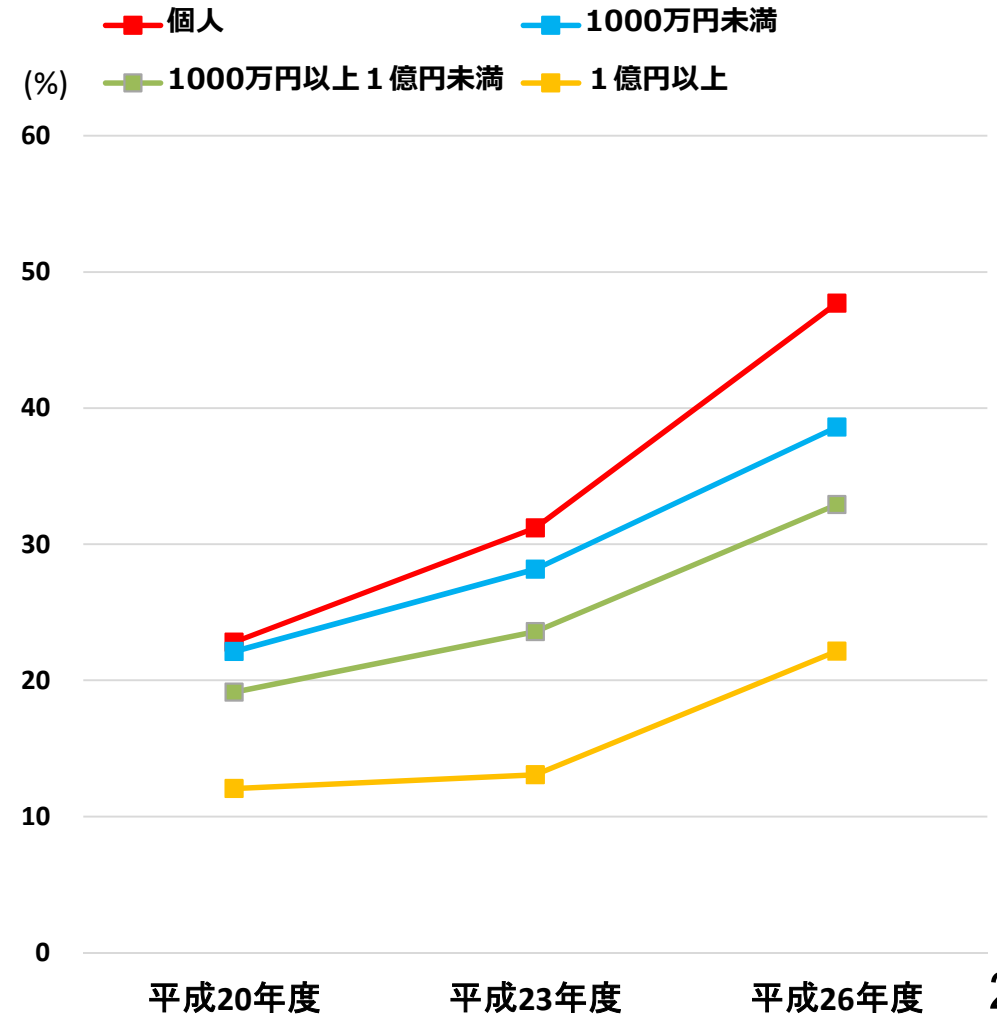
○ 工事量、利益率等は一定の改善傾向が見られる一方、後継者問題等、新たな課題の比重が高まっている。

○ 小規模な建設業者ほど、後継者問題を課題としている割合が高い。

## 建設業の経営上の課題



## 後継者問題を課題とする建設業者の推移



※有効回答数は、183,312社(平成26年度)、172,909社(平成23年度)、171,545社(平成26年度) 出所:国土交通省「建設業構造実態調査」

# (3) 評価軸・審査方法についての 議論の視点

---

現状	これから検討する際の視点
<p>○「経営規模」の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ランク制を前提に、経営規模の大きさを企業評価に反映させるという考えに基づき、完成工事高や自己資本額を評価。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「右肩上がり」ではない時代の経営規模の意義</li> <li>・CM方式・除雪等、建設工事以外の分野への建設企業の活動の広がり</li> </ul>
<p>○「経営状況」の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の「経営状況」の評価は、平成11年当時に建設企業の倒産が相次いだことを踏まえ、有利子負債による評価を主軸として改正された。</li> <li>・平成20年には、審査の保有が点数に不利にはたらくなど、必ずしも実態に合っていない評価となっていた部分を見直す目的から再度改正を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設企業の利益率の向上、倒産企業数の減少</li> <li>・企業経営における「生産性」</li> <li>・現在採用されている指標以外に、資本の効率性等、企業の経営面や財務面の評価で用いられる指標の検討</li> </ul>
<p>○「社会性等」の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入促進、災害対応、若年技術者等の確保・育成等、政策的要請に応じて、社会性等の評価項目を追加してきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設企業に今日求められる「社会的役割」</li> <li>・働き方の改善、生産性の向上等の反映</li> <li>・地域の守り手としての役割の反映(各地域の発注者による地域性を踏まえた評価に留意する必要)</li> </ul>
<p>○その他(申請手続等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査項目が多岐にわたり、また、虚偽申請防止等の観点から厳密な審査が行われるため、企業によっては申請の負担が大きいとの声がある。</li> <li>・企業の経営形態の多様化に対応し、経審が企業の経営判断を阻害することがないように、合併時経審や持株会社経審等を措置してきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請手続における建設企業・許可行政庁の負担軽減</li> <li>・第三者による確認や監査等の活用</li> <li>・企業の経営形態の多様化に加え、後継者難等に起因する事業承継等への対応</li> </ul>

## 【公共工事】

↑ …企業評価

- 今日的な建設企業の「経営規模」「経営状況」「技術力」「社会的役割」等は、何を以て評価すべきか
- CM方式・除雪等、建設企業における請負契約以外の実績をどのように評価するか

○ICT技術を企業評価における事務処理にも適切に反映し、例えばペーパーレスでの申請を導入するなど、工夫できる点はないか

○企業の生産性向上につながるような申請手続のあり方（書類簡素化等）を検討すべきではないか

経営事項審査  
（決算期ごと）

公共発注者ごと

発注者別競争参加資格審査  
ランク分け

公共工事ごと

個別工事ごとの入札参加条件

入札参加

価格競争  
価格のみ

総合評価  
価格と品質（技術力等）

落札者の決定

契約

下請企業（専門工事業者）の選定

↑

↑

↑

↑

※その他必要に応じて保証を付保

○建設企業においても事業承継等へのニーズが高まる中、そうした経営判断に適切に対応していく必要はないか

○建設企業の利益率の向上、倒産企業数の減少等を踏まえ、経営状況をどのように判断すべきか

○生産性向上や働き方の改善等の視点を反映させる必要はないか

○地域の守り手としての役割維持の視点について、主観点との役割分担に留意しながら反映させる必要はないか

↑

建設業許可取得  
（5年ごと）

↑

## 【民間工事】

民間工事ごと

事業者選定

- マンション等の発注者… 数多くの発注を行い発注に精通。主に、普段の取引先と契約
- 民間法人企業… 発注レベルは様々。コスト等を総合的に勘案し契約先を決定
- 個人… 発注には精通しておらず、企業の評判や営業が契約の重要な要素に

契約

下請企業（専門工事業者）の選定

※新築住宅を発注者（宅建業者を除く）に引き渡す場合、瑕疵担保責任の資力確保が義務付けられている

↑

↑ 30